

# 第1回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 令和2年4月10日（金） 15時から16時
2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室
3. 出席委員 （18名）

井上 治康	会長	山口 弘行	委員
北原 康徳	会長代理（欠席）	柿原 栄司	委員
税田 悟	委員	焼山 穂積	委員
内藤 茂正	委員	平山 文雄	委員
川波 康利	委員	平田 豊美	委員
田邊 直美	委員	神本 明彦	委員
山田 善悟	委員	倉掛 喜人	委員
柳 幸敏	委員	前田 政實	委員
段浦 眞由美	委員	矢野 榮	委員
熊本 福實	委員		

## 4. 付議事項

### 議事

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 経営主変更承認届について
- 報告第3号 公共事業に関する農地の一時利用届について
- 議案第1号 令和2年4月期農用地利用集積計画の審議について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会処分）
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について（県知事処分）
- 議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

## 5. その他

## 6. 議事録署名人に指名された委員の氏名

神本 明彦 委員、 倉掛 喜人 委員

## 7. 事務局出席者

事務局長 倉掛 俊一、 課長補佐 谷口 謙司、 徳永 理恵

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	ただ今から、令和2年度第1回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。 なお、1番 北原委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は委員定数19名の過半数を超えておりますので総会は成立しております。
事務局	次第2、会長あいさつでございます。会長よろしく申し上げます。
会 長	(会長あいさつ)
事務局	ありがとうございます。 続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしく申し上げます。
会 長	議事録署名人の指名をいたします。15番 神本委員と16番 倉掛委員に申し上げます。
事務局	よろしく申し上げます。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしく申し上げます。
議 長	それでは、付議事項にはいります。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書1ページをお開きください。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。  (報告第1号 番号1～番号11を読みあげる)
事務局	以上ご報告申しあげます。
議 長	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願いします。 それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。  (質問なし)
議 長	ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。 報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書3ページをお開きください。 報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。
事務局	(報告第2号 番号1～番号3を読みあげる)  以上ご報告申しあげます。
議 長	報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。

	<p>それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>報告第3号 公共事業に関する農地の一時利用届について、事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書4ページをお開きください。</p> <p>報告第3号 公共事業に関する農地の一時利用届について、上記について次のとおり提出する。本日付 会長名でございます。理由 公共事業に関する農地の一時利用届が提出されたので報告する。</p> <p>(報告第3号 番号1、番号2を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申しあげます。</p>
議長	<p>報告第3号 公共事業に関する農地の一時利用届について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、報告第3号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、報告第3号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>議案第1号 令和2年4月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書5ページをお開きください。</p> <p>議案第1号 令和2年4月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求めます。本日付け、会長名でございます。</p> <p>(議案第1号を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第1号 令和2年4月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移ります。</p> <p>議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第1号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案書 10 ページをお開きください。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 3 条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第 3 条の規定による許可申請書が農地法施行令第 3 条第 1 項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号 1 を読みあげる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図 7 ページをご覧ください。</p> <p>次に審査基準につきましては、13 ページの調査書 番号 1 をご覧ください。</p> <p>以上ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての番号 1 について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第 2 号の番号 1 に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第 2 号の番号 1 は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第 2 号の番号 2 について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号 2 を読みあげる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図 8 ページをご覧ください。</p> <p>次に審査基準につきましては、13 ページの調査書 番号 2 をご覧ください。</p>
議長	<p>議案第 2 号の番号 2 について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第 2 号の番号 2 に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第 2 号の番号 2 は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第 2 号の番号 3 について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号 3 を読みあげる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図 10 から 12 ページをご覧ください。</p> <p>次に審査基準につきましては、14 ページの調査書 番号 3 をご覧ください。</p>
議長	<p>議案第 2 号の番号 3 について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、質問はありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なし)</p> <p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号3に、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>(全員賛成)</p> <p>議案第2号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書15ページをお開きください。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます。 理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p>
事務局	<p>(番号1を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は、アパート住まいのため、自己の住宅を建築する計画となっております。 他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。 現況調査を行った結果について担当委員からご報告をお願いします。</p>
18番	<p>上下水道も通っており、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>会長代理のかわりに私から補足説明ですが、特に問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なし)</p> <p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>(全員賛成)</p> <p>議案第3号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号2を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p>

	<p>譲受人は現在、申請地の東側に境内と駐車場がありますが、進入路が狭い上に駐車スペースが不足しているため、その拡張のための転用計画です。他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、西側に農地の広がり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、既存敷地806㎡の二分の一を超えない範囲での転用であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第3号の番号2について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員からご報告をお願いします。</p>
2番	<p>令和元年11月に農振除外してもらったところですよ。審議をお願いします。</p>
議長	<p>会長代理のかわりに私から補足説明ですが、特に問題はないと思います。</p>
議長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第3号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第3号の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号3を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>借家住まいの譲受人は、子の成長に伴い、現在の住所では手狭となったため、申請地を借り受けて自己の住宅を建築する計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、</p> <p>申請地は、西側に農地の広がり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、既存の集落に接続して建築される自己用住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第3号の番号3について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
11番	<p>上下水道については西側通路に通っていますが、雨水については浸透枡を作って対応するということでした。審議をお願いします。</p>
議長	<p>会長代理のかわりに私から補足説明ですが、雨水については浸透枡をつけるということですが、できるだけ排水溝に流せるようにした方がいいかと思います。他は問題ないと思います。</p>

議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第3号の番号4について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号4を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>申請地の東側において建設業を営む譲受人は、事業の効率化を図るため、申請地を借り受けて資材置場として使用する計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、西側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。周辺地域に居所のある事業者の業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号4について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
11番	<p>先程と同じく雨水は浸透枿ということですが、側溝の清掃等の指導もしていきたいと思えます。</p>
議 長	<p>会長代理のかわりに私から補足説明ですが、担当委員からもありましたが、側溝に流せるよう指導をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号4に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号4は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第3号の番号5について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号5を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>不動産業を営む譲受人は、申請地2175.55㎡とその北側に隣接する台帳田、現況雑種地の1,547㎡を合わせて14区画の宅地分譲用地として造成し、販売するための転用計画</p>

	<p>となっております。他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号5について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
1 3 番	<p>上下水道は西側の道路に通っています。東側の水路が狭かったので、水路から4mセットバックしてもらうようになっています。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>会長代理のかわりに私から補足説明ですが、セットバックもしてもらっていて問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号5に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号5は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書16ページをお開きください。</p> <p>議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について</p> <p>上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申し出書が提出されたので、筑前町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求める。</p>
事務局	<p>(番号1を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 川波委員、矢野委員</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図、28ページをご覧ください。</p>
事務局	<p>(番号2を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 倉掛委員、税田委員</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図、29ページをご覧ください。</p>
事務局	<p>(番号3を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 税田委員、柿原委員</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図、30ページをご覧ください。</p>
事務局	<p>(番号4を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 焼山委員、内藤委員</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図、31から32ページをご覧ください。</p>



	<p>(番号5を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 税田委員、平山委員 場所につきましては、別紙の配置図、33ページをご覧ください。</p> <p>(番号6を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 熊本委員、神本委員 場所につきましては、別紙の配置図、34ページをご覧ください。 以上ご提案申しあげます。</p> <p>議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の説明が終わりました。 それでは、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので採決に移ります。 議案第4号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第4号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をしてください。</p>
事務局	<p>次第5 その他</p>
事務局	<p>次第6 今後の日程について</p>
事務局	<p>次第7 閉会、閉会のことばを会長よりお願いします。</p>
会 長	<p>これもちまして、第1回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">16:00 終了</p>